

公有地（旧公有水面、字境等）の処分に関する陳情

（建設委員会付託）

受理番号 第 15 号

受理年月日 令和元年 7 月 10 日

付託年月日 令和元年 9 月 25 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 かつて国が所管していた水路等の公有水面や、字境は現状を見る限り無管理といってもいいような状態にあります。松島周辺だけを見ても水路を埋め立て、あたかも私有地のごとく使用しているところもあります。殊に字境が区界になっているところは、どちら側が無断占拠したのか、また、なきがごとき状況のところもあれば、幅およそ3尺ぐらいをきちんと残しているところもあります。道路法の2項道路扱いとして使用しているところは本来の使い方と言うべきですが、現況はばらばらの実態です。このままの状態では不法占拠を放置しておけば、公用財産としての取得時効が確実に成立することになります。

このような未管理と思える土地は区内全体では、かなりの面積になるものと思われます。将来の活用および管理上の観点、および不法占拠者を許さない、という考えから、隣接の居住者に売却するなど、しかるべき方法で処分し、区財源の一部に繰り入れるとともに、固定資産税や都市計画税の課税対象にすることを提案します。

かかる用地は歴史的経緯もあるものと思われるので、解決方法などを講究し、必要であれば議会で条例等を議決し、場合によっては都や国などの上部機関に協議要請、速やかに解決することを要望します。

つきましては、区の職員数減少および男女比率の変化などの制約から、区内全域を対象にするのではなく、試験的に松島地区の一部を実施、ノウハウを蓄積したうえで区内全域を対象とするものです。区議会において本陳情を採択し、関係条例等を制定、後顧の憂いなきよう下記のとおり陳情いたします。

記

試験的に松島地区を対象に公有地処分を開始すること。